

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止になる場合があります。

ふれあい福祉相談

場所 ふくしの駅（中央3-13-5）

問い合わせ ふれあい福祉相談センター

☎ 22-8986 ※祝日は休みです。

相談内容	日	時間帯
一般相談 (どんな相談でも)	毎週月～金曜	8:30～17:00
ボランティア相談 (活動希望・援助依頼等)		
自立支援・家計相談		
税金相談	毎月第1金曜	10:00～15:00
◇不動産相談	毎月第3水曜	
障害児者相談	毎月第3木曜	
保険・年金相談	毎月第4水曜	
女性相談	毎月第4金曜	
*法律相談	毎月第2金曜	

専門相談については予約制。電話による相談も可。

◇偶数月は司法書士が応相談。

*法律相談は、月初めから受付。

無料での相談は一人1回です。

障害者虐待防止相談

場所 ふくしの駅（中央3-13-5）

問い合わせ 竹原市障害者虐待防止センター

☎ 24-6007

人権相談

・みんなの人権 110番 ☎ 0570-003-110

・子どもの人権 110番 ☎ 0120-007-110

・女性の人権ホットライン ☎ 0570-070-810

受付時間 平日 8時30分～17時15分

高齢者総合相談

相談内容	曜日	時間・場所
高齢者総合相談	月～金	8:30～17:00 (ふくしの駅)

※上記以外は転送電話にて対応します。

※介護家族相談会は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため今月は中止となりました。

問い合わせ 地域包括支援センター ☎ 22-5494

いのちのホットライン竹原

場所 ふれあい館ひろしま（中央2-4-3）

問い合わせ いのちのホットライン竹原

☎ 22-9102

出張年金相談

日時 毎月第2水曜日 10時～15時30分

場所 人権センター1階会議室

※相談は予約制です。

※前々日の正午までに要申し込み

申し込み・問い合わせ 呉年金事務所 ☎ 0823-22-1691

県民相談

行政関係相談、交通事故に関する相談、相続や離婚など家族に関する相談、近隣トラブル相談などを受け付けます。

日時 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9時～17時

場所 県庁農林庁舎1階（広島市中区基町10番52号）

問い合わせ 広島県生活センター ☎ 082-223-8811

行政相談 国の行政への苦情や相談を受け付けます。

問い合わせ 入駒 智子（忠海東町）☎ 26-0235

北嵐 浩（塩町）☎ 24-6760

ぶい相談ください。

家庭用蓄電池の勧誘トラブルにご注意！

【相談内容】

10年前、再生エネルギーの固定価格買い取り制度によりソーラーシステムを設置し、最近、販売店と異なる業者がパワーコンディショナーの無料点検に訪れた。この時、家庭用蓄電池を勧められ、電気代が安くなるというので契約をした。しかし思ったほど電気代が安くないことに気づいた。解約はできないだろうか。

【再生エネルギーの固定価格買い取り制度とは】

2009年に太陽光発電の余剰電力買い取り制度として始まった制度です。例えば、住宅用太陽光発電の場合、自家消費後の余剰電力を電力会社が固定価格で10年間買い取ることを国が約束します。

固定買い取り期間満了後は、新たな買い取り契約を結ぶか、災害時にも役立つ家庭用蓄電池を用

いた自家消費も、選択肢の一つとしてその利用が広がっています。

【家庭用蓄電池の契約に関する相談が増えています】

事例のように、突然の訪問や点検後に、「電気料金が安くなる」「災害時にも安心」「売電よりもお勧め」などと説明を受け勧誘されるケースが目立ちますが、必ずしも事業者の説明どおりになるとは限りません。また導入にあたっては、購入費用や設置工事費等の初期費用も発生するため、契約には慎重な検討が必要です。

なお、訪問販売や電話勧誘販売で契約した場合には、一定期間内であればクーリング・オフが可能です。これを過ぎると無条件での解約は難しくなります。

おかしいな、困ったなと思ったら、消費生活相談室（☎ 22-6965）にご相談ください。

ご存知ですか？

竹原市の木々づくり事業



ひろしまの森づくりキャラクター モーリー

竹原市では、森林の持つ公益的機能（土砂の流出や崩壊を防止する機能など）を十分に発揮させることなどを目的に、市民の皆様から納めていただいている「ひろしまの森づくり県民税」（年額500円）を財源として、森林所有者が手入れ不足の人工林を整備するための支援や市内の里山林の整備を実施しています。その他にも、市内の子供達に森林・林業について学んだり親しんでもらうための市内小学校で体験学習等の実施や、森林整備を行う住民団体及びNPO団体等への支援など、竹原市の森林を守るための取組を行っています。



なぜ今、わたしたちは森を支えなくてはならないのでしょうか？

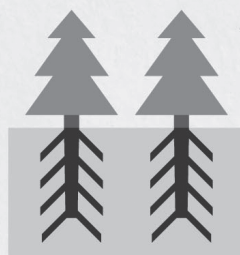
森林は、土砂の流出や崩壊を防止する機能、洪水や濁水を緩和する機能、水質を浄化する機能、多様な動植物の生息の場、二酸化炭素を吸収し固定する機能など様々な機能を持っています。

広島県では、森林の手入れ不足を解消し、これらの機能を維持・発揮させるため、県民の皆様からひろしまの森づくり県民税として、年額500円をいただいています。



水源のかん養機能

雨水を貯留することで洪水や濁水を緩和し、その過程で水質を浄化します。



県土の保全機能

樹木の根や地表を覆う落葉・下草により、雨などによる土砂の流出や崩壊を防止します。



ひろしまの森づくり県民税

	個人	法人
納める額	年額 500円	年額 5% 均等割額相当額
	●個人事業者：住民税の納税通知書により納付します。 ●給与所得者：毎月の給与から引き落とされます。	●法人：法人県民税・事業税の申告納付の際に申告納付します。

あなたは森を、育てている。

www.moridukuri.net/

ひろしま森づくりネット

検索

詳しい内容やご相談については、下記までお気軽にお問い合わせください。

問い合わせ 建設課建設総務係
☎ 22-7746

